

青森県報

第四千二百七十四号

平成二十九年
三月十五日
(水曜日)

目次

告示

道路の区域の変更……………	(道路課) …… 一
道路の供用の開始……………	(同) …… 二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除(河川砂防課) ……	(河川砂防課) …… 二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(同) …… 二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………	(同) …… 三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(同) …… 三
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………	(会計管理課) …… 四
公 告……………	(商工政策課) …… 四
大規模小売店舗の変更の届出……………	(同) …… 五
右 同……………	(同) …… 五

選挙管理委員会

告

示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)(事務局) …… 六

青森県告示第百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年四月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	三沢七戸線	三沢市本町二丁目六七の二から 三沢市春日台二丁目一五二の四六八まで 三沢市本町二丁目六七の二から 三沢市春日台二丁目一〇九の一まで 三沢市春日台二丁目一〇九の一まで	前	九〇・五〇メートルから 九〇・八〇メートルから 九〇・五〇メートルまで	四九一・七〇メートル 四〇六・一〇メートル	
			三沢市本町二丁目六七の二から 三沢市春日台二丁目一〇九の一まで	後	一一三・三〇メートルから 一一五・〇〇メートルまで	四四〇・六〇メートル	

青森県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年四月十四日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道三沢七戸線	三沢市本町二丁目六七の二から 三沢市春日台二丁目一〇九の一まで	平成二十九年三月十五日

青森県告示第百九十四号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 塔ノ沢山二号土砂災害警戒区域及び塔ノ沢山二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

二 子ノ鳥平土砂災害警戒区域及び子ノ鳥平土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 塔ノ沢山二号土砂災害警戒区域及び塔ノ沢山二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

二 子ノ烏平土砂災害警戒区域及び子ノ烏平土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

青森県告示第百九十六号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 船橋土砂災害警戒区域及び船橋土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

上北郡野辺地町の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

二 坊ノ塚土砂災害警戒区域及び坊ノ塚土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

上北郡野辺地町の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

青森県告示第百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 船橋土砂災害警戒区域及び船橋土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡野辺地町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

- 二 坊ノ塚土砂災害警戒区域及び坊ノ塚土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

上北郡野辺地町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第百九十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十九年二月二十八日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
三沢市緑町一丁目四の三
中野渡 智恵

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
スーパードラッグアサヒ青森西店 青森市大字石江字三好七一の外	スーパードラッグアサヒ青森西パ イパス店・ユニクロ青森三好店 青森市三好二丁目二の二二外	平成 二六・二・二七 (名称) 二二・六・四 (所在地)

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 株式会社横浜フアーマシー
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
代表取締役 浅野雅晴
- 2 ケイエル・リース&エステート株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目二の六
代表取締役 湯川則之

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	変更なし	
未定	株式会社ユニクロ 山形県山形市佐山七 一七の一 代表取締役 柳井正	平成 二六・二・二七

四 届出年月日

平成二十九年三月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十九年三月十五日から同年七月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年七月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイス八戸石堂店

八戸市石堂二丁目一〇の八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社紺屋

八戸市石堂一丁目二の二五

三 変更しようとする事項

代表取締役 田名部紀子

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前八時から午後七時まで 午前六時から午後七時まで	平成 二九・三・一〇

四 届出年月日

平成二十九年三月七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十九年三月十五日から同年七月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年七月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

平成二十九年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年三月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二二、六七一人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
二四、六九三人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 - 東津軽郡選挙区 七、〇七〇人
 - 西津軽郡選挙区 五、七五五人

南津軽郡選挙区	六、六七九人
北津軽郡選挙区	七、九六六人
上北郡選挙区	二八、三四三人
三戸郡選挙区	二〇、四〇七人
青森市選挙区	八二、五五〇人
弘前市選挙区	五〇、六五四人
八戸市選挙区	六五、九八五人
黒石市選挙区	九、九〇六人
五所川原市選挙区	一九、七五七人
十和田市選挙区	一七、八四九人
三沢市選挙区	一、〇六八人
むつ市選挙区	二一、八五四人
つがる市選挙区	九、八一七人
平川市選挙区	二、一九一人

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭